

I-4 法第6条第1項の規定に基づく変更の手続を行うとき

※「大規模小売店舗の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」

※「大規模小売店舗の設置者・小売業者の名称，住所，代表者氏名（法人の場合）」の変更が該当します。

4-1 変更届出書

届出書の様式〈規則様式第2〉に従って届出書を作成してください。

概要書及び説明書を提出してもらう必要はありません。

○提出部数

届出書は、3部（正本1部，写し2部）提出してください。 [要綱8]

変更があった場合，遅滞なく届出を行ってください。

※届出があったら，概要を公告し，公告の日から4か月間縦覧します。 [法6-3]

4-2 住民等の意見

住民その他，大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持のために大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は，届出の公告の日から4か月以内に，市に対して意見を述べるすることができます。 [法8-2]

意見書〈要綱様式第20〉の提出は，福山市経済環境局経済部産業振興課に持参，郵送により行うこととします。 [要綱18]

意見は，その概要を公告し，公告の日から1か月間縦覧します。 [法8-3]

※意見概要の公告・意見書の縦覧をもって手続は終了します。